

四日市市告示第78号

建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和6年2月27日

四日市市長 森 智 広

建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の一部を改正する告示

建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について（令和3年3月1日四日市市告示第58号）の一部を改正する告示を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 中間検査を行う期間 <u>令和6年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	2 中間検査を行う期間 <u>令和3年4月1日から令和6年3月31日まで</u> なお、3(2)の用途・規模に該当する建築物については、 <u>令和3年7月1日から令和6年3月31日までとする。</u>
3～5 (略)	3～5 (略)

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。